



# 鳥取県公報

令和3年6月8日(火)  
第9307号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (341) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (342) (〃) . . . . . 2
	大規模小売店舗に関する承継の届出 (343) (企業支援課) . . . . . 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (344) (農地・水保全課) . . . . . 3
	保安林の指定の解除予定 (345) (森林づくり推進課) . . . . . 3
	採石法による採取計画の変更認可の公表 (346) (八頭県土整備事務所) . . . . . 3
	建築基準法による道路の位置の指定 (347) (中部総合事務所環境建築局) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (348) (西部総合事務所県民福祉局) . . . . . 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (349) (〃) . . . . . 4
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (9) . . . . . 5
◇ 公 告	保安林の指定に係る森林所有者等への公示による通知 (東部農林事務所) . . . . . 5
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (税務課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
医療法人社団井上クリニック	米子市加茂町一丁目25	井上クリニック	米子市東町138	居宅療養管理指導	令和3年4月1日
メディカ・サポート株式会社	米子市昭和町25	小規模多機能はうす つどい	米子市富士見町二丁目132	小規模多機能型居宅介護	〃

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
医療法人社団井上クリニック	米子市加茂町一丁目25	井上クリニック	米子市東町138	介護予防居宅療養管理指導	令和3年4月1日
メディカ・サポート株式会社	米子市昭和町25	小規模多機能はうす つどい	米子市富士見町二丁目132	介護予防小規模多機能型居宅介護	〃

## 鳥取県告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
明石歯科	西伯郡大山町御来屋133-7	令和3年3月31日

### 2 薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西村快復堂薬局	米子市日原810-3	令和3年3月31日

## 鳥取県告示第343号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス伯耆店 西伯郡伯耆町大殿字北龍光田950ほか
- 2 承継された店舗面積  
1,711平方メートル
- 3 承継をする前に届出をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
NTTファイナンス株式会社 代表取締役 坂井 義清 東京都港区港南一丁目2-70
- 4 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
NTT・TCリース株式会社 代表取締役 成瀬 明弘 東京都港区港南一丁目2-70
- 5 承継があった年月日  
令和2年7月1日
- 6 届出年月日  
令和3年5月21日
- 7 縦覧に供する書類  
承継届出書
- 8 縦覧に供する期間  
令和3年6月8日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び伯耆町企画課経営企画室

---

**鳥取県告示第344号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北条水系土地改良区の定款の変更を令和3年5月28日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

---

**鳥取県告示第345号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡岩美町大字田後字才谷東側1の21、2の3（次の図に示す部分に限る。）、字才谷西側39の22、43・44（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字向山北側45の2、45の15、56の5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**鳥取県告示第346号**

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県

採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和3年6月8日

鳥取県八頭県土整備事務所長 的 場 善 博

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	採石場の所在地及び面積	採取の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
株式会社松田組 代表取締役 松田 義正	八頭郡八頭町万代寺93-1	八頭郡八頭町別府字下モ山491外12筆	平成31年1月9日から 令和5年1月8日まで	採石場の区域	52,896平方メートル	51,390平方メートル	令和3年5月24日
				掘削区域	27,655平方メートル	25,565平方メートル	
				採取をす る岩石の 数量	143,675立 方メートル	164,490立 方メートル	

鳥取県告示第347号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所環境建築局建築住宅課において縦覧に供する。

令和3年6月8日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の延長及び幅員
令和3年6月8日	東伯郡湯梨浜町大字久留字二ノ屋敷93-15	延長 69.96メートル 幅員 6.00メートル

鳥取県告示第348号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月8日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
エース・ケイカク株式会社	ヘルパーステーション 米子小町	米子市両三柳323-1	令和3年6月1日	訪問介護

鳥取県告示第349号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月8日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 養和会	米子市上後藤八丁目9-23	ショートステイつばさ上後藤	米子市上後藤八丁目5-14	短期入所	令和3年6月1日

〃	〃	グループホームつば さ	〃	自立生活援助	〃
---	---	----------------	---	--------	---

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第9号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和3年6月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,346
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	46,726
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	144,544
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,716
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,829
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,944
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,446
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,230
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,641
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,345
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,561
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,042

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係者は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和3年6月8日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 通知の題名 保安林の指定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第25条第1項の規定により行った保安林の指定の告示（令和3年3月19日付農林水産省告示第398号）の内容  
（告示の内容）  
（1）保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の同表の右欄に掲げる場所

岸田 文代	八頭郡八頭町福地字村ノ内262
	八頭郡八頭町福地字林ノ谷655

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和3年6月8日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和3年7月11日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市宮射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人
令和3年7月12日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和3年7月26日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和3年7月6日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
令和3年7月13日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和3年7月20日 午前10時から午後	〃	〃	〃	〃

2時30分まで				
令和3年7月27日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和3年7月27日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレール射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,700円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

**調 達 公 告**

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量  
鳥取県地方税電子申告ASPサービス調達業務 一式
- (2) 業務の仕様  
入札説明書による。
- (3) 業務期間  
契約締結日から令和8年12月31日まで

なお、ASPサービスの運用期間は令和3年12月6日から令和8年11月30日までとする。

また、ASPサービスの運用期間終了後の令和8年12月1日から同月31日までの間に連携サーバーのデータの消去等を行うこと。

(4) 納入期限

入札説明書による。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書（以下「電子入札書」という。）に入力された金額又は紙入札にあっては入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営

イ 情報処理サービスのASP

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年6月18日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

(6) 地方税共同機構の定める認定委託先事業者の認定等に関する要綱に基づく認定を受けている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部税務課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当  
電話 0857-26-7431  
電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部税務課  
電話 0857-26-7052  
電子メール zeimu@pref.tottori.lg.jp

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431  
電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(4) 入札説明書等の交付方法

令和3年6月8日（火）午前11時から同月30日（水）正午までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年6月8日（火）から同月30日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和3年7月19日（月）から同月28日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日にあつては午前11時からとし、最終日にあつては正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期限は、令和3年7月27日（火）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和3年7月28日（水）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和3年6月30日(水)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書記載金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

### (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

### (1) Nature and quantity of the products :

Application Service Provider of Tottori prefecture local tax electronic filing, 1 set

### (2) June 30, 2021 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

### (3) July 28, 2021 noon : Time-limit for submission of tenders

(July 27, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

### (4) Contact point for the notice : Tax Division of General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7052